災害時における放送要請に関する協定書

涌谷町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人おおさきエフエム放送（以下「乙」という。）は、災害時における放送要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、甲が乙に対し放送を行うことを求めるときの必要な手続きを定めるものとする。

（放送要請）
第２条　甲は、法第56条の規定による通知、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対し放送を要請することができる。

（要請の手続き）
第３条　甲の乙に対する要請は、次に掲げる事項を記載した要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

(1)放送要請の理由
(2)放送事項
(3)希望する放送日時
(4)その他必要な事項

（放送の実施）
第4条　乙は、甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

（経費の負担）
第5条　乙が放送の実地に要した経費は、乙の負担とする。

（連絡体制）
第6条　甲及び乙は、あらかじめ要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項を定ておくものとする。

2前項の連絡責任者等に変更が生じたときは、甲又は乙は、速やかに相手方に通知するものとする。

（協定の有効期間）
第7条　この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに甲乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに有効期間満了の日の翌日から１年間の協定を延長するものとし、以後この例による。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成25年8月27日

甲　宮城県遠田郡涌谷町字新町裏153番地2

涌谷町長

乙　宮城県大崎市古川七日町11番3号
特定非営利活動法人　おおさきエフエム放送

理事長